

令和2年度 1月定例農業委員会総会議事録

日時 令和3年 1月 5日 (火) 午前9時
 場所 みやき町 三根庁舎 2階大会議室

出席状況 出席者 22人 欠席者 2人

議席番号	委員氏名	出欠	議席番号	委員氏名	出欠
1番	古賀 和則	出席	13番	綾部 勝年	出席
2番	日高 幸子	出席	14番	本田 浩二	出席
3番	松下 茂	出席	15番	橋本 達男	出席
4番	田中 雄三	出席	16番	寺田 一義	出席
5番	橋本 昭憲	出席	17番	寺田 宏澄	出席
6番	大川 定道	出席	18番	森園 文男	出席
7番	江頭 政寛	出席	19番	松永 淳	欠席
8番	鷺崎 和志	出席	20番	本村 一	出席
9番	尊田 信明	出席	21番	副島 幸満	出席
10番	馬郡 文男	出席	22番	牛島 和昭	出席
11番	山内 しげ子	出席	23番	田中 節士	出席
12番	濱尾 種光	出席	24番	島田 忠誠	欠席

報告第1号 農地法第18条第6項による通知書について (9件)

報告第2号 農地等形状変更届について (1件)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 委員会許可分 (1件)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 町許可分 (2件)

議案第3号 農用地利用集積計画(経営基盤強化促進法分)について
 委員会決定分(19件)

議案第4号 空き家に付随する農地の指定について 委員会決定分(1件)

その他

事務局 田中 嘉樹 直塚 裕美

事務局

皆さん、おはようございます。定刻となりましたので令和3年1月の定例農業委員会を開催します。

総会の前に令和3年の年頭にあたりまして、みやき町末安町長より年頭の挨拶をお願いしたいと思います。

末安町長

年頭の挨拶

事務局

皆さん、改めまして、あけましておめでとうでございます。今年もよろしくお願ひいたします。それでは、1月の農業委員会総会を開催いたしたいと思います。

現在の出席委員は〇〇名、欠席委員は〇〇名で、「みやき町農業委員会会議規則」第7条により在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席者は〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番〇〇委員さんより欠席の連絡がっております。

会長よりお願いします。

会 長

改めまして、新年おめでとうでございます。

先程からの冒頭のお話の中にもありましたように、昨年からのコロナウイルスにて、私達の生活様式も本当に変わりました。特に年末年始、皆様の家庭におかれましては、いろいろと往年と違ったものであったろうと思います。これから先、終息に向かって頑張っていかなければならないと思います。よろしくお願ひいたします。

また、去年は九州から北海道と広範囲にわたっての、集中豪雨または警戒豪雨、台風と全国各地で大きな被害がありました。被災地の方々の早い復興を願っております。

また、2016年に農業委員法の改正により農業委員選出方法が選挙制度から選任制度へと変更になり、今年が4年目で再度見直しを行う年になっております。私達農業委員の役割はこれから先、農業従事者あるいは農村の代表者として、一層重くなってくると思いますので十分認識しながら、「農地を守り人を生かす」みやき町農業委員会となるように、皆様のご協力、御指導のほどよろしくお願ひいたします。

先ずは、今年初めての農業委員会総会ですのでよろしくお願ひいたします。

本日の議案・報告等につきましては

- | | |
|-------|---------------------------|
| 報告第1号 | 農地法第18条第6項による通知書について |
| 報告第2号 | 農地等形状変更届について |
| 議案第1号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 議案第2号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）について |
| 議案第4号 | 空き家に付随する農地の指定について |

その他

となっております。よろしくご審議をお願いします。

審議の発言にあたっては、必ず挙手をして、議長の指名があつてから意見ををお願いします。また、議事に関すること以外についての発言は控えてください。

議 長

議事録署名人については、「みやき町農業委員会会議規則」第12条第2項の規定に基づき、〇〇番〇〇委員さんと〇〇番〇〇委員さんを指名します。

議 長

議事に入りたいと思います。

報告第1号農地法第18条第6項による通知書について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号（農地法第18条第6項による通知書の1件について）貸渡人、借受人の住所、氏名、解約理由、解約成立日、引渡日を説明する。

報告件数	9件	面積	33,784.61㎡
------	----	----	------------

議 長

事務局より説明がありました、報告第1号で質疑のある方は挙手をしてをお願いします。

（質疑なし）

議 長

質疑がないようですので、報告とさせていただきます。続きまして、報告第2号農地等形状変更届について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号農地等形状変更届について、届出人の住所、氏名、土地の所在地、地目、面積、形状変更理由、周囲の状況が判る付近見取り図、字図、形状変更届出の内容等を届出書の記載事項及び添付書類により説明する。

事務局

補足説明

議 長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

12月26日に施工業者と共に現地確認を行いました。

対象の農地は土地改良事業が行われておらず、細長い農地で非常に耕作がしづらいということで、かさ上げをして畑として利用し管理を行うとのことです。施工業者に確認を行ったところ、現在の耕作の表土を約15センチから20センチはいで、各現場等で発生した残土を、適正な土であるか確認した上で、北側は60センチ、南側は40センチ埋め立てた上に、現在の表土を耕作土として盛るということです。

施工業者には産業廃棄物等を持ってきた場合には違反転用として処罰されること、担当委員として随時監視を行うことや立入調査を行うことがあることを説明しています。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〇〇委員

埋立てする残土が、どの様なもので、どこから持ってこられるか、分からないものですか。それが分かれば調査しやすいと思います

〇〇委員

よそでこのような作業をされた残土を持って来られると思います。詳しくはそこまで追求しておりませんが、不要な残土等は持って来ないよう、また、監視させてもらう旨を通達しております。

事務局

補足回答としまして、盛土とする土量が1300㎡とそれ相応の体積となりますので、1か所から総使用量を搬入するのは無理であり、多分複数個所からの搬入となるものであるため、その都度現場で使用できる土砂か確認したうえでの搬入となります。

また、先ほど説明しましたように産廃とか類似する不必要な物が入っていた場合は撤去させるとなっております。

〇〇委員

盛土の泥が水路に落ちるとありますが、盛土の泥を道路に落さないために、元々水路がないのに作るのかお聞きしたい。

事務局

現在、取水口と排水溝両方共設置され使われています。水路をもうける目的としましては道路との間に一定の間を設けることと、盛土をしても間際までだと畑として使用するにしても、うまく耕作できなかつたりしたときのため水路を作る計画になっています。

議 長

質疑がないようですので、報告とさせていただきます。

なお、農地の形状変更については、当農業委員会で決定しました要綱において、工事中の確認及び指導として、会長が工事の円滑かつ適正な施行を確認のため、農業委員会委員より2名を指名し、工事着工から終了に至る期間の工事の確認をさせるものとする、と規定しておりますので〇〇委員と〇〇委員を指名します。両委員においては、盛土に伴い危惧されます耕作土としてふさわしくない土砂の搬入や高さ等について、工事が適正に行われているかの確認をお願いします。また、形状変更完了後においても、農地としての適正な利用がなされているかについての確認も併せてお願いします。

続きまして、議案第1号1農地法第3条の許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号1農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

12月23日に現地確認を行いました。

申請農地は現在も耕作がされている適正な農地です。譲受人の耕作農地が東側に隣接しており、一体的に耕作される予定です。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

P19の譲受人の経営面積において3反ほど貸付されているので、すべて合理的に経営していることには、反するのではないかと。

事務局

貸付面積の約3反については、相続関係等で北茂安校区内ではあるが遠方である為貸付をされ、自身のお住まいの周囲は耕作されているとしています。

議 長

他に質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号1については、申請どおり許可相当の意見としてもし、譲渡人がライスセンター、土地改良区に未納金があれば譲受人が支払うことを申し添えて町長に送付します。

事務局

意見として申し添えはできますが、その効力に強制力はないと思います。あくまでライスセンター、土地改良区と当事者の対応となり、農業委員会は立ち入る事は出来かねると思います。

議 長

続きまして、議案第2号1農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号1農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

12月23日に現地確認を行いました。

申請理由は、譲受人が代表である会社の増産計画により、資材置場や新たに雇用する従業員の駐車場が必要であるとのことでの事業敷地の拡張とのことです。

申請面積も既存敷地の2分の1以内であり、雨水は自然流下で既存施設の集水枡に集水後、道路側溝に排水の計画となっていますので、南側及び東側の農地への影響はないと思われま。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。
議案第2号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第2号2農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号2農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

12月23日に事務局、担当農業委員とで現地確認を行いました。

貸付人所有の農地を同人が代表を務める建設会社の資材置場として無許可で利用していたものを追認で申請するものです。

農振除外は平成29年10月に済んでおります。

雨水は自然流下で周囲の水路に排水される計画となっております。P28で申請地の両サイドに昔ながらの自然的水路があり、私自身申請地の下に2筆を耕作していましたが、以前より井戸をくみ上げて耕作しており、自然な水による水田は不可能なところで、現在は管理のみ行っていますので、水路については申請地のみの排水は何ら支障はないと思われま。また付近の農地は雑種地になっており影響はないと思われま。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〇〇委員

10年ほど前から無許可使用されていたとのことですが、この農地は遊休農地か、問題農地として取り上げられていたのですか。

事務局

ここは3年ほど前に既に農振除外がされており、無断転用だったものがやっと申請されたものです。

〇〇委員

その間に何かしらして頂きたかったと思います。

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。
議案第2号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号2については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号農業経営基盤強化促進法第19条の農用地利用集積計画の公告を行うにあたり、町が定める同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）案について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類について説明をする。

審議件数	貸借権	17件	所有権移転	2件
------	-----	-----	-------	----

議 長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、採決に移ります。

議案第3号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第3号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして議案第4号空き家に付随する農地の指定について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号空き家に付随する農地の指定についてについて、指定申請のあった農地の状況、指定基準に基づく検討状況、権利関係の支障の有無、事前確認の結果等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

12月23日に事前協議申出により現地確認を行い、今回正式に申請が出されました。

申出の農地は、全て耕作管理がされておりますが、所有者である申請人が北九州在住ということで、耕作者がいなくなれば遊休化する恐れのある農地です。

隣接宅地に申請人が所有する空き家があり、下限面積の特例措置に該当する農地と判断されます。

しかしながら、面積も4筆で4反2畝と広く、ほ場整備した農地もあることから、今後、3条による所有者移転を希望する方がある場合には、継続した営農耕作が可能かについて十分な確認を行う必要があると思われまます。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第4号1号空き家に付随する農地の指定についてとして、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第4号において議決された地番を農地の所有権移転における下限面積を1㎡とする農地として告示することに決定いたします。

事務局

以前総会の折、空き家に付随する農地の特例として資料を基に説明をしていた内容を含め再度説明する。

議 長

続きまして、その他を事務局よりお願いします。

その他

1. 農地の賃借料の情報
2. 「土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止にかんする条例」
3. 遊休農地等の所有者等にたいする利用意向調査等
4. 農業者年金の加入推進計画

議 長

2月の総会は、2月 5日（金）午前9時でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「賛成」

それでは、2月 5日（金）実施するという事で確認いたします。

それから、来月分の現地調査は1月20日締め切り以降に担当委員に連絡したいと思います。

他に何かございませんでしょうか。

無いようですので、これで1月の定例農業委員会を終了します。有難うございました。

みやき町農業委員会長 鷲崎 和志

議事録署名人 ○○番

議事録署名人 ○○番